

高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 1 (略) 2 融資機関 この資金を貸し付けることができる融資機関は、西日本信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行及び信用金庫とする。ただし、県税の滞納がない者に限る。とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和4年12月6日から施行し、同年11月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 1 (略) 2 融資機関 この資金を貸し付けることができる融資機関は、高知県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行及び信用金庫とする。ただし、県税の滞納がない者に限る。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>